## 議第3号議案

議案第58号 羽生市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対する附帯決議

羽生市教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第4条第5項において、「委員の年齢、性別、職業等 に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうちに保護者 である者が含まれるようにしなければならない」と規定されている。

男女共同参画に関し世界的に後れを取っている日本では、女性活躍の裾野を広げ、意思決定過程への女性の参画を推進し、将来の人材育成に影響を与える教育分野においては、特に女性の登用を加速するなど、取り組みを強化しているところである。

羽生市教育委員会委員の任命については、委員の男女差に大きな偏りが生じており、男女共同参画や人権の尊重、平等の意識を培い推進すべき教育行政の組織において、意思決定の場に女性委員が一人も登用されない現状であることから、今後における教育委員会委員の任命については、その人選にあたり、下記について配慮することを強く求める。

記

- 1 同法律を遵守すること。
- 2 教育委員会委員の任命にあたっては、性別による偏りが生じることなく、第3次羽生市男女共同参画基本計画の推進目標にある「審議会等の女性委員の割合(令和5年度、31.1%)」を上回ることとし、目標達成後もその目標値を下回らないよう努力すること。以上、決議する。

令和4年9月

埼玉県羽生市議会

令和4年9月27日提出

埼玉県羽生市議会議員 斉 藤 万紀子 総 IJ 田 П IJ 斉 藤 隆 野 中 城 IJ

 "
 柳
 沢
 暁

 "
 保
 泉
 和
 正

**"** 丑久保 恒 行